第八類　食用鳥卵類

一　鶏卵
二　あひるの卵
三　うずらの卵
四　前三号に掲げるもの以外の食用鳥卵

第九類　その他畜産物類

前三類に属するもの以外の畜産食品

第十類　魚類

一　淡水産魚類
(一)　陸封性さけ及びます類
かわます、にじます、やまめ、いわな、その他陸封性さけ及びます類
(二)　あゆ類
(三)　わかさぎ
(四)　しらうお
(五)　こい及びふな類
こい、ふな、うぐい、おいかわ
(六)　どじょう類
(七)　うなぎ
(八)　(一)から(七)までに掲げるもの以外の淡水産魚類
かじか、なまず、はぜ類、その他(一)から(七)までに掲げるもの以外の淡水産魚類
二　朔河性さけ及びます類
しろざけ、べにざけ、ぎんざけ、その他朔河性さけ及びます類
三　にしん及びいわし類
(一)　にしん類
(二)　いわし類
まいわし、かたくちいわし、しらす、きびなご、その他いわし類
四　かつお、まぐろ及びさば類
(一)　かつお類
(二)　まぐろ類
くろまぐろ、びんなが、めばち、きわだ、その他まぐろ類
(三)　かじき類
めかじき、まかじき、その他かじき類
(四)　さば類
まさば、ごまさば、その他さば類
(五)　(一)から(四)までに掲げるもの以外のかつお、まぐろ及びさば類
さわら、たちうお、その他(一)から(四)までに掲げるもの以外のかつお、まぐろ及びさば類
五　あじ、ぶり及びしいら類
(一)　あじ類
まあじ、むろあじ類、しまあじ類、その他あじ類
(二)　ぶり類
ぶり、かんぱち、ひらまさ
(三)　しいら類
(四)　いぼだい類
(五)　まながつお類
(六)　(一)から(五)までに掲げるもの以外のあじ、ぶり及びしいら類
六　たら類
たら、すけとうだら、メルルーサ類、その他たら類
七　かれい及びひらめ類
(一)　かれい類
あぶらがれい、まがれい、その他かれい類
(二)　ひらめ類
八　すずき、たい及びにべ類
(一)　たい類
まだい、くろだい、さくらだい、その他たい類
(二)　すずき類
すずき、いさき、いとよりだい、その他すずき類
(三)　にべ及びぐち類
くろぐち、きぐち、その他にべ及びぐち類
(四)　かさご及びめばる類
アラスカめぬけ、きちじ、めぬけ類、あいなめ類、その他かさご及びめばる類
九　第一号から前号までに掲げるもの以外の魚類
(一)　さめ類
よしきりざめ、しゅもくざめ、その他さめ類
(二)　えい類
あかえい、その他えい類
(三)　ぼら及びかます類
(四)　さんま
(五)　とびうお及びさより類
(六)　ほっけ
(七)　ほうぼう及びかながしら類
(八)　いかなご
(九)　(一)から(八)までに掲げるもの以外の魚類
あなご及びはも類、ふぐ及びかわはぎ類、はた類、えそ類、にぎす類、きす類、あまだい類、あんこう類、その他(一)から(八)までに掲げるもの以外の魚類（第一号から前号までに掲げるものを除く。）